高等学校等での修学に利用できる資金等の概要一覧(※**詳細は"問合せ先"にご連絡ください。**)

		11-11	サ 大 次 サ て ツ 彦 子 に 小 川 川			一次辞神は 同日せた	にし、活的したとい	-0 /		十成30年1万%在
名称		高等学校等就学支援金	高等学校等奨学のための給付金	島根県育英会高等学校等奨学資金		生活福祉資金(教育支援資金)	母子父子寡婦福祉資金 (修学資金·就学支度資金)		島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	県立 水産 高等学校 専攻科 の授業料減免
応募資格概要		平成26年度以降に入学した者	平成26年度以降に入学した者(保護者が 島根県内に住所を有する場合に限る)	島根県出身の生徒等であって、学習意欲 が旺盛でありながら、経済的な理由により 修学することが困難な者		所得申込要件にあてはまる低所得世帯 で、他から資金の借入が困難な世帯 (他の奨学金等の貸与が受けられない場 合、他の奨学金等の貸与の前に資金が必 要な場合)	・母子家庭の母が扶養する児童・父子家庭の父が扶養する児童・父母のない児童・寡婦が扶養している子		島根県内の高等学校の定時制課程等に 在学する勤労青年。ただし通信課程に在 学する生徒については島根県内に住所を 有する者	向学心に富みながら経済的理由により学 資の支払いが困難な者
高校		•	•	•		•	•		•	
対象 高専 (1年~3年) 校 専修 学校 高等課程		•	•	•		•	•			県立 水産 高等学校の 専攻科
		•	•			•				
対象学校別金		授業料額の範囲内で就学支援金が支給される。 就学支援金は学校設置者が受け取り授業 料に充てるので、生徒や家庭が直接現金 を受け取ることはない。	(国公立) ①生活保護受給世帯 年額32,300円 ②第一子の高校生等がいる世帯 年額80,800円(通信制は36,500円) ③15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯 年額129,700円(通信制は36,500円) (私 立) ①生活保護受給世帯	(国公立)	(私 立)	下記の限度額以内で、 就学するのに必要な経費 ※特に必要と認める場合に限り、貸付上限 額の1.5倍の額まで貸付可能とする。		立)		
金 額			年額 52,600円 ②第一子の高校生等がいる世帯	〈目 宅〉〈目宅外〉	〈自宅〉〈自宅外〉		〈自 宅〉〈自宅外〉〈自 宅〉	〈目宅外〉		
月	高 校	私立高校や国立高等専門学校等ではそれ ぞれ授業料の額が定められているので、就学支援金との差額等、詳細については	年額 89,000円(通信制は38,100円) ③15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯			35,000円以内	27,000 34,500 45,000	52,500	14, 000円	授業料を免除 9,900円
	高 専 E~3年)	各学校に問い合わせること。	年額138,000円(通信制は38,100円)	18,000 23,000	33,000 38,000	60,000円以内	31,500 33,750 48,000	52,500		
専修 学校	高等課程		私立高校や国立高等専門学校等に関して、詳細は 各学校に問い合わせること。			35,000円以内	27,000 34,500 45,000	52,500		
•			なし	私立学校に入学するとき 23,100円				(立)		
支度	金	なし				50万円以内	〈自 宅〉〈自宅外〉〈自 宅〉	〈自宅外〉		
						高校·高専(1年~3年)·専修(高等)	150,000 160,000 410,000	420,000		
申 所 得 件		保護者等の道府県民税所得割額と、 市町村民税所得割額の合計が 507,000円未満 及び市町村民税所得割額が非課税		なし (但し、一定額を超える者は選考対象外となる場合がある)		世帯全員の収入が生活保護基準額(生活 扶助費第1類+第2類)の1. 7倍以下	子供の人数給与所得者(事業所得者)1人7,900,000 (5,900,000)2人8,900,000 (6,800,000)3人9,900,000 (7,700,000)4人10,900,000 (8,600,000)5人11,900,000 (9,600,000)※申請者と生計を一にする扶養義務者の合算収入額		年間収入額が279万円以下	①生活保護被保護者 ②市町村民税非課税世帯等 ③児童扶養手当受給者等 ④被災者 ⑤教育長が特に必要と認める者
学力		なし	なし	なし		なし	なし		なし	なし
帯保	保証人	不 要	不 要	連帯保証人 1名 (父母又はこれに代わる独立の生計を営 む成年者)		①②いずれか ①進学する方が借入申込者で生計中心者が連帯 借入申込者となる ②生計中心者が借入申込者で進学する方が連帯 借入申込者となる	不 要 (父母のない児童の場合必要)		連帯保証人 2名 (独立の生計を営む成年者)	不 要
証 人 等 保	八証人	不 要	歳以下の者で独立の生計を営む成年者) が必要です。		原則不要	不 要		不 要	不要	
返済期間		_	_	9~15年 (借用金額により異なる) 県内の中山間離島に就職し、実務経験が 必要な資格取得を目指す場合に免除制度 があります。		20年以内	20年以内		貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)	_
他の資金と併用		各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦 福祉資金、高等学校定時制課程等修学奨 励資金、特別支援学校就学奨励費との併 用禁止		併用可。ただし、母子父子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金等、他制度の優先的利用が必要 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。	日本学生支援機構奨学金、島根県育英会 奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資 金等との原則併用禁止		日本学生支援機構奨学金、島根県育英会 高等学校等奨学資金との併用禁止	各種奨学資金との併用可
採用	方法	在学採用	在学採用	予約採用·予約緊急採用·在学採用·緊急採用		随時採用	予約採用•随時採用		在学採用	定期・緊急採用あり
問合·	—————————————————————————————————————	[公立高校担当課] •島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410)	[公立高校担当課] •島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-6916)	·公益財団法人 島根県育英会 (TEL 0852-28-1981)		・お住まいの地区の民生委員、市町村の 社会福祉協議会	・お住まいの市町村福祉事務所		-島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-6916)	·島根県教育委員会学校企画課 (TEL 0852-22-5410)
-1 С / U		・各在学学校(高校)	•各在学学校(高校)	•各在学学校		-島根県社会福祉協議会 (TEL 0852-32-5996)			•各在学学校(高校)	・各在学学校(高校)
所 管 部 要		島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)	島根県教育委員会 (学校企画課 情報・運営グループ)	公益財団法人 島根県育英会		社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (生活支援部 福祉資金係)	島根県健康福祉部 (青少年家庭課 ひとり親支援グループ) ※松江市在住者に関しては、 松江市子育て部子育て支援課		島根県教育委員会 (学校企画課 情報・運営グループ)	島根県教育委員会 (学校企画課 管理・支援グループ)
19	所在地	松江市殿町1番地	市殿町1番地 松江市殿町1番地 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 3階		松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階	松江市殿町1番地		松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	